

世田谷区告示第287号

世田谷区立学校施設使用条例（昭和52年4月世田谷区条例第16号）第7条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託を受けた者

(1) 名称 株式会社ペイメントフォー

(2) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号渋谷スクランブルスクエア

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月1日

4 委託施設

世田谷区立学校施設使用条例第2条第1号から第5号までに規定する世田谷区立学校の施設（世田谷区立学校施設の開放に関する規則（昭和53年11月世田谷区教育委員会規則第9号）第2条第5号に規定する地域体育館及び世田谷区教育委員会が別に定める使用手続によることが適当と認めた施設を除く。）

5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで